

平成二十八年六月十七日

青森県教育委員会第八百九回定例会

期日 平成二十八年六月十七日（金）
場所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号 議案に対する意見について …………… 1

三 議 案

議案第一号 平成二十九年年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案 …………… 2

議案第二号 平成二十九年年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案 …………… 3

議案第三号 県立高等学校の学科の廃止について …………… 5

議案第四号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について …………… 6

四 その他

平成二十八年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎の利活用について …………… 7

県立高等学校教育改革に係る請願について …………… 別紙

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について …………… 8

五 閉 会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
- 二 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案

議案第一号

平成二十九年 度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

平成二十九年 度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十九年 度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 一 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 二 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせ、総合的に評価し、行うものとする。
- 三 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第二号

平成二十九年 度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十九年 度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十九年 度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 高等学校の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。

- (一) 出願は、一人、一校一学科・コース（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第二志望を認める。
 - (二) 選抜は、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
 - (三) 連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。
 - (四) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。
- 三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。
 - 四 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
 - (一) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とする。
 - (二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。
- 五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第三号

県立高等学校の学科の廃止について

左記のとおり県立高等学校の学科を廃止する。

記

一 学校名、課程及び廃止する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立八戸水産高等学校	全日制の課程	情報通信科

二 廃止の時期

平成二十九年三月三十一日

(ただし、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。)

議案第四号

青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

青森県文化財保護審議会臨時委員の人事を次のとおり行う。

月 舘 敏 栄

青森県文化財保護審議会臨時委員を委嘱する

任期は平成二十八年六月十七日から糠塚福聚山大慈寺に関する調査審議が終了したときまでとする

平成二十八年六月十七日

青森県教育委員会

平成28年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎の利活用について

1 これまでの検討経緯

(1) 岩木高校・弘前中央高校統合準備委員会報告書（平成27年2月）

「校舎はまだ新しいので、解体するのはもったいない」
「跡地利用するのか、早急に検討し示してほしい」

(2) 弘前第一養護学校における教育環境上の課題

- ・既存校舎の老朽化解消のための改築・改修工事が必要となるが、工事期間中の移転場所が無い。
- ・敷地が狭隘であり、駐車場が不足している。
- ・市中心部（弘前市役所）から12.4km離れており、移動に時間を要し、産業現場等における実習（例：週1通年実施、短期間実習）の効果的な実施が難しい。
- ・公共交通機関の本数が少なく、通学の利便性がよくない。

(3) 岩木高等学校校舎の技術調査の実施（平成27年6～9月）

柱や梁等の躯体の状況から、学校として継続使用することが可能であることを確認。

(4) 関係者からの意見聴取（～平成28年4月）

弘前第一養護学校高等部校舎について、現敷地内での改修や増改築を検討しているが、工事期間中の移転場所が無いこともあり、平成28年度末で閉校する岩木高等学校校舎の利活用を含めて検討する必要がある旨、関係者に説明。
（説明に対する主な意見）

- ・通学の利便性が向上する。
- ・災害時の避難所等として利用できる。

2 検討結果

弘前第一養護学校の教育環境の充実に向け、関係者の意見も含めて総合的に検討し、

- ① 高等部を岩木高等学校の校舎に移転することで、市中心部から約2kmに位置することとなり、事業所等へのアクセスが改善されること、また、障害者就労・生活支援センターに隣接することから、産業現場等における実習時間が確保されるなど、教育活動全般の充実が図られる。
- ② 弘前第一養護学校の既存校舎では、高等部が移転することにより生じる空き教室を改修工事期間中の移転場所として活用することで、改修工事で生じる小中学部の児童生徒への負担を軽減できる。
また、改修工事完了後には、不要となる老朽校舎を解体することで、駐車場スペースを拡張できる。

など、大きな効果が見込まれることから、平成28年度末で閉校となる岩木高等学校の校舎を弘前第一養護学校高等部校舎として利活用する。

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について （地区懇談会及びパブリック・コメントの実施状況（速報））

1 実施目的

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）の内容について、広く県民に周知するとともに意見を伺い、平成28年8月に予定している基本方針決定に向けた検討の参考とするため、地区懇談会及びパブリック・コメントを実施する。

2 実施状況

（1）地区懇談会

- ア 西北地区【五所川原市】(5/23) [参加者 26人 報道 3社 (3人) 発言者 3人]
※アンケート回収率 80.8% (26人中 21人回答)
- イ 中南地区 【弘前市】(5/24) [参加者 17人 報道 2社 (2人) 発言者 3人]
※アンケート回収率 52.9% (17人中 9人回答)
- ウ 下北地区 【むつ市】(5/26) [参加者 14人 報道 2社 (2人) 発言者 4人]
※アンケート回収率 64.3% (14人中 9人回答)
- エ 上北地区 【三沢市】(5/27) [参加者 17人 報道 2社 (2人) 発言者 5人]
※アンケート回収率 70.6% (17人中 12人回答)
- オ 東青地区 【青森市】(6/ 1) [参加者 14人 報道 1社 (1人) 発言者 2人]
※アンケート回収率 78.6% (14人中 11人回答)
- カ 三八地区 【八戸市】(6/ 3) [参加者 23人 報道 3社 (3人) 発言者 5人]
※アンケート回収率 78.3% (23人中 18人回答)

- ◆ 通算 [参加者111人 報道13社(13人) 発言者22人]
※アンケート回収率 72.1% (111人中 80人回答)

（2）パブリック・コメント

- ア 期間 5月12日～6月10日（30日間）
- イ 提出件数 3件

3 主な意見

- 重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では先進的な取組が行われないのではないかと印象を受ける。
- グローバル教育の重要性が増す中、グローバル教育のモデルとなるような取組を進める学校があれば、他校にも良い影響を与えるのではないか。
- 併設型中高一貫教育の新たな導入については、慎重に判断すべきではないか。
- 学校配置等の具体案については、十分な時間をかけて、各地域からの要望や意見を聞いていただきたい。

県立高等学校教育改革に係る請願について

1 「青森県立青森北高等学校今別校舎存続について」の件

- ・ 請願者住所 青森県東津軽郡今別町大字今別字西田 2 5 8
- ・ 請願者氏名 青森県立青森北高等学校今別校舎後援会
会長 成田 精市 外 2 名
- ・ 受理年月日 平成 2 8 年 6 月 1 3 日

青森県教育委員会

教育長 中村 充 殿

要 望 書

青森県立青森北高等学校今別校舎存続について

青教高第 157 号



要旨

県立高等学校教育改革の次期計画においては、最大限地域の通学環境に配慮し、引き続き県立青森北高等学校今別校舎を存続させていただきよう、特段のご高配を賜りたく要望いたします。

理由

青森県立高等学校将来構想が平成28年1月25日同検討会議から答申され、重点校・拠点校を柱とする基本的な方向性が示されました。

県立青森北高等学校今別校舎は、平成19年4月に県立高校教育改革第2次実施計画のもとに今別高等学校から校舎化に移行となりましたが、小規模校でありながら現在も地域になくはない上磯唯一の高等教育機関として、生徒・教員・地域一丸となって勉学・スポーツに励み、これまで多くの人材を輩出し、先達のかげがえのない努力によって支えられ、地域は勿論、県政発展にも大きく寄与してきた歴史と伝統を持つ高校であります。

特にフェンシングでは青森県の発祥校であり、小・中・高の一貫した指導体制が確立され、日本一を誇れる高校として懸命の努力を続けております。

また、北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を契機に、2020年に開催される東京オリンピックに関して、

今別町とモンゴルフェンシング協会との間で締結された、国際交流に関する基本合意書によるモンゴルフェンシングチームの強化合宿において、合同練習や相互交流を実施するなど地元の高校としての期待は大きく、これからも今別校舎の存続には最大限努力するものであります。

つきましては、県立高等学校教育改革の次期計画において、未来を担う子ども達が等しく夢や志の実現に向けて成長できる高等教育の実現が損なわれることのないよう、都市と郡部との均衡ある学校配置について最大限通学環境に配慮し、県立青森北高等学校今別校舎の存続方につきまして、特段のご高配を賜りたく要望いたします。

平成28年6月13日

青森県立青森北高等学校今別校舎

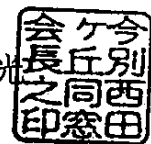
後援会会長 成田 精市



P.T.A会長 加藤 賞



同窓会会長 米田 壽光



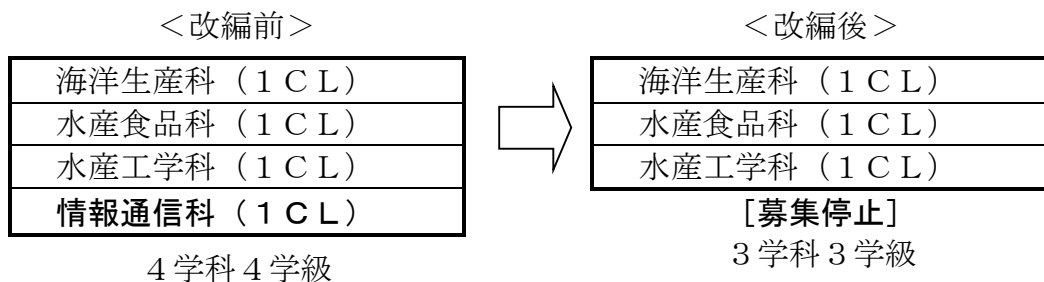
県立高等学校の学科の廃止について

1 県立高等学校教育改革第 3 次実施計画【後期】の状況

- 県立高等学校教育改革第 3 次実施計画【後期】においては、各年度の中学校卒業生数の減少に応じ、計画に基づく学級減や募集停止を行ってきたところであり、平成 29 年度は、八戸水産高等学校及び八戸商業高等学校の学級減（各 1 学級）、弘前実業高等学校藤崎校舎の募集停止を予定している。
- 三八地区においては、平成 29 年 3 月の中学校卒業予定者数が第 3 次実施計画【後期】策定時（平成 24 年 11 月）の見込みに比べ、1 学級分（40 人）以上減少の幅が小さいことから、中学生の志望状況等を踏まえ、八戸水産高等学校の学級減（1 学級）を実施し、八戸商業高等学校の学級減（1 学級）は、平成 30 年度に実施する。

2 学科の廃止の内容

○ 八戸水産高等学校

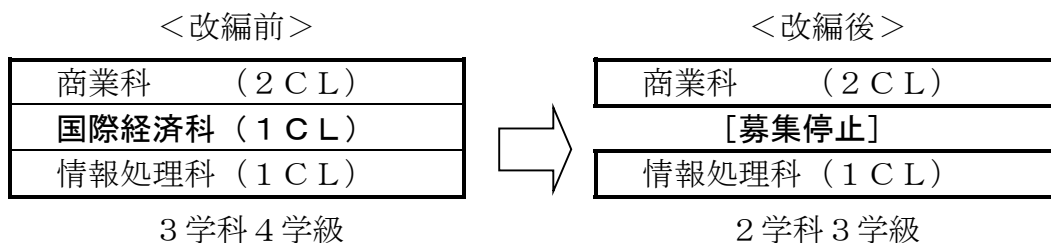


情報通信科の海上無線に関する教育内容は、他学科において引き続き学習し、生徒が必要とする資格を取得できるよう対応する。

※ 参考

1 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】関係

○ 八戸商業高等学校（平成30年度実施分）



○ 弘前実業高等学校藤崎校舎（平成29年度実施分）

中南地区においては、中学校卒業予定者数が第3次実施計画【後期】策定時（平成24年11月）の見込みと大きな変化はなく、また、弘前実業高等学校藤崎校舎のりんご栽培教育が柏木農業高等学校に引き継がれていることから、計画どおり平成29年度に募集を停止する予定である。

2 その他

○ 金木高等学校市浦分校（五所川原市立）

設置者である五所川原市において、平成29年度に募集停止することを決定している。